

清涼飲料用壘容量検定に関する質問主意書の答弁書に対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十二月十六日

板野勝次

参議院議長 松平恒雄殿

一五

清涼飲料用壺容量檢定に関する質問主意書の答弁書に対する質問主意書

一、昭和二十三年十二月十日附内閣參甲第一九九号の答弁書は政府が何等実情を知らず形式的に答弁書を提出しているので、答弁書と認めることが出来ない。依つて政府は再度調査の上正確なる答弁書を提出せられたい。